

議会改革特別委員会記録

開会年月日	平成 28 年 6 月 20 日
開会時刻	午後 1 時 00 分
閉会時刻	午後 3 時 02 分
出席委員名	◎工村一三 ○野崎隆太 上村和生 楠木宏彦
	福井輝夫 辻 孝記
	上田修一（副議長）議長代理
欠席委員名	なし
署名者	上村和生 楠木宏彦
担当書記	野中久司
協議案件	1 議会基本条例骨子案について
	2 追加検討項目（A及びC）について
	3 次回の会議のこと
説明者	

開会 午後1時00分

◎工村一三委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議いただきます案件でございますが、お手元の事項書にありますとおり、1番目として「議会基本条例骨子案について」ということで、持ち帰って検討していただいております前文について、御協議をお願いしたいと思います。

2番目といたしまして、「追加検討項目（A及びC）について」ということで、持ち帰って検討いただいております「⑦管外行政視察の根本的な見直しについて」について、「⑨所管事務の見直しについて」、それから議会基本条例骨子案の中の16番、「議員研修について」、委員長、副委員長に検討してこいという案件がございましたので、その件も加えてお願いしたいと思います。前回に引き続き、御協議をお願いしたいと思います。

3番目に、最後に「次回の会議のこと」といたしまして、協議内容及び開催日程について御協議をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。

本日の会議録署名者に委員長において、上村委員、楠木委員の御両名を指名いたします。

それで、事項書の協議に入る前に、この13日に開会されました各派代表者会議の協議事項の広報広聴特別委員会の設置に伴う組織再編提案の話について、各会派に13日の代表者会議の内容が示されたと思っておりますんですけども、その件につきまして皆様の思い、また委員会としての考え方を集約したいというふうに思いますので、御協議をしていただきたいと思っております。

今回の次第書の中に、前回、今回予定をしておりました議員倫理条例に関しまして、議題の中に組み入れてございませんのは、この13日の各派代表者会議の議長提案がありましたので、今回、議員倫理条例に入りますと、第1回目でございますので、今回少し様子見ということになるかと思っておりますけれども、次回から骨子検討をするということになりました関係から、一から倫理条例については検討をしたいという考えのもと、まことに申しわけございませんけれども、本日の議題には出してございませんので、御了承をお願いしたいというふうに思います。

13日の日に皆様、各派のほうからお話しいただきました現在の議会改革特別委員会を発展的に解消するというふうにとれる内容ではございますけれども、議会のあり方調査特別委員会というのを議長のほうから設置していただき、仮称の条例検討分科会と、それから仮称の広報広聴分科会並びに広報、今までの議会だよりに対し、プラス、ホームページを管理していくというこの3本立ての内容が示されました。特別委員会としましては、条例検討分科会、広報広聴分科会の2つになると思っておりますけれども、こういうふうな組織イメージが提出されました。今後、代表者会議でどのように諮られるか、まだ今のところ、未定でございますけれども、現在の議会改革特別委員会としては、これが決まるまでは淡々と会議を進めていきたいというふうに考えておりますので、その辺も含めまして、皆様の御意見がございましたら、思い等をお聞かせ願いたいと思っております。

どうでしょうか。基本的には、この議長案、再編、特別委員会が設置ということになりますと、現在の議会改革特別委員会は自然消滅というふうな形になるように思われますので、その辺は聞いてございませんで私もはっきりとは言えませんが、このイメージ図からいくと消えていくというふうにとれると思いますので、その辺も含めて皆さん御意見ございましたら、率直な御意見がございましたらよろしくお願ひしたいというふうに思います。

いかがでしょうか。どうでしょうか。

どなたか御意見ございませんか。

福井委員どうでしょうか。特にございませんか。

○福井輝夫委員

これ今出て、各派代表者会議で出されたんですよね。まだ決定ではないんでしょうけれども、各会派での意見を今、各幹事長は聞いてみえるところなんかな。意見を集約しておるんやね。それをもってまた各会派代表者会議でどういう方向にいこうかというのを進めるんかなと思いますんやけれども、この全員参加と、議員全員で参加ということでの議会あり方調査特別委員会かな、この分については歓迎されるものかなとは思いますが。この議会改革特別委員会に参加されていない会派もありますし、そういう面ではこの全員参加という分についてはいい方向に行くんかなという気もせんでもないんですけどね。そういう意味では、議長の出された案について、真っ向から反対ということではないということと言えるかなというふうに思います。

その意味での議会改革特別委員会がどうなっていくかについては非常に微妙な、先ほど委員長が言われたようなこともありますので、その辺どうするか、自然消滅がいいんじゃないかと、やはりどうあるべきかというのをやっぱり議長並びに代表者会議でも、そういう中でもその辺はしっかりと打ち合わせ、意見をまとめていかないと中途半端で空中分解ではおかしいような気がするので、そのあり方についてははっきりとした方向性を定めたほうがいいんじゃないかなと思います。

◎工村一三委員長

今の委員会の……

○福井輝夫委員

この議会改革特別委員会の方向性やね。

◎工村一三委員長

方向性ね。

○福井輝夫委員

それについて自然消滅というんじゃないかと、これを何らかのある部分で、こういう部分についてはまとめてくださいというて残すのか、やはりあり方検討調査という形を特別委

員会のほうでこの分についてはこっちでやるという、全員が参加せんとこれはまとめがつかない問題ですよというような分についてはそっちでやるとか、そういう区分けについては話し合ってもいいんじゃないかと思うんですけどね。これをこの議会あり方調査特別委員会で話をするのか、どの場でするのかは別として。

◎工村一三委員長

今の委員会が自然消滅という形じゃなしに何かの形で区切りをつけるならつけるというふうな方向性をとったほうがいいんじゃないかと。

○福井輝夫委員

と思いますけどね。

◎工村一三委員長

それは各派で調整する、各派で話をしてもらうかあるいはこの考え方として出すかということだと思います。

○福井輝夫委員

そうですね。

◎工村一三委員長

全員参加ということで、今度あり方調査特別委員会ができるということで、真っ向から反対することでもないということですね。

○福井輝夫委員

そうですね。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。辻さん。

辻委員。

○辻 孝記委員

まず、先週の各派代表者会議で出た資料、突然出されましてびっくりしております。まず説明を願いたいなというふうに思います。それから手続上、こういうことをされていいのかどうかというところもお聞きしたいと思います。

◎工村一三委員長

私、委員長としての立場でしか言えませんが、私自身もこの内容的なものは、各派があると、各派で話が出るということも知りませんでしたし、特に議長、副議長からも話をごさいませんでした。ですので、もしこの流れがどういうふうなものかということ

私の口からはちょっと流れも今までの経過もわかりませんので説明しがたいところがございます。もしよかったら副議長、この流れがわかるようでしたら、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

副議長。

○上田修一副議長

13日の各派代表者会議の事項の内容につきましては、議長として中間報告を出されました議会改革特別委員会の内容を見て、自分としてはこういう形で今後、議会改革特別委員会を全員参加という形で持っていきたい。そうじゃないと今の現状は出席されていない会派の方も見えるということで、これからは骨子案をつくっていただきましたので、それをもう少しより具体性のものにするには全員が参加をするべきということで、議長からもお聞きしました。そういう形で全員参加のこれからの議会としてのあり方を進めていくんだというふうに聞いております。

ただ先ほど辻委員が言われたように、議長、副議長から突然出されたという形については、まとめ方の問題がありまして、各派代表会議でその旨を論議していただいて、それから各派としてどういう形でこういうものを進めていったらいいんかということで出されたという内容でございます。

ただ議会改革特別委員会としては踏襲をするという形で、このものが特別委員会ができたならば、それを踏襲していき、発展的にこのものに移行していけばどうだということの提案をさせていただいたので、各派がどういう動きになるかわかりませんので、委員会のほうには提案をしませんでしたということでございます。

以上です。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

おかしいと思うんですね。我々の立場というのは本会議場において指名されまして、特別委員会の委員として設置されて、議長からの付託を受けながらこれをずっと推進させてもらってきたわけですね。本来であればこの場に各会派の代表者が本来はおるとというのが基本だったと思いますが、それが途中で抜けていかれた方々が見える。それは私たちの責任でもないですし、各派代表者会議の責任でもないとは思っておりますけれども、そのところはしっかりわきまえていただかないと、全員参加、初めは全員参加するために各会派から出てくださいと、1人会派も含めて出てくださという形でここには、この特別委員会は設置されていたはずなんです。そこから抜けていかれた方がどうのこうの言われると私たちは今ちょっと疑問、まずその会派の方々がここに来ていただくことのほうがまず先決であろうというふうに私は思うんですけれども、その辺のところは考えておられたんでしょうか。副議長だったらわかると思うんです、その辺のところは。

◎工村一三委員長
副議長。

○上田修一副議長

全会派が参加をして議会改革特別委員会を発足させてもらいました。そのことは十二分にわかっています。ただその中に今の進め方の問題点があり、委員を抜けるという形で委員会の中で了承されて、委員会の在籍から外れるということで了解を得たということで、そのことで全員参加という位置づけで委員会が進められたということでございますので、委員会の発足の趣旨は、そのものは合っていると思いますけれども、中にそういう方の意図に対して参加できないという方があったということで、委員会として勝手に抜けたんじゃないで、委員会として抜けるということの了解をしたということとと思っています。

以上です。

◎工村一三委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

私どもはここでずっと委員会をさせていただきながら、交代はあるかということは承知しておりますし、いいんですけれども、先ほどの副議長の話で、この委員会に問題があったという形で抜かれたというふうなお話があって、問題とは一体何だったのかわからないんですけれども、問題というのは。皆さんが議論しながらやっていることですので、問題があればここで議論すればいいわけで、それを解決していくために各会派から集まってきたらというのがここだったと思います。それで各会派にお持ち帰りいただいたりとか、また持ち寄ったりしながらここでやってきたというのがこの特別委員会だったというふうに私たちは思っていて、今までずっとこの議論を委員は交代しましたけれども、やってきた、これも事実だと思っておりますし、前期の改選前のときからずっと特別委員会を組まれてやってきたわけございまして、積み上げもたくさんあるわけで、そのことを一瞬にして議長のもとでこういう新しい案が出たからこういうふうになるような出され方というのはいかななものかなというふうに思いますし、せめてここへ来ていただいて、このところでこういう議論をしたいと思うけれどもということであれば、そこでこちらも、特別委員会のほうがこれは各派でもんでいただいたほうがいいんじゃないですかという話になればそれはそれでいいと思うんですが、ちょっと筋論からいってもちょっとおかしいんじゃないかなというふうに私は思っております。ほかの委員さんもいますので、そちらのことも聞きたいなというふうに思っています、まずは。

◎工村一三委員長

すみません。ちょっと副議長の前の御回答の中で、抜かれた、この委員会では了承されたということですねけれども、その抜かれたときは委員会では了承していません。議長が了承してくれたということですので、その辺だけ。各派で了承された、各派でその話

が出て、各派で了承されて抜けられたということですので、その辺だけは。

副議長。

○上田修一副議長

すみません。ここの確認という形で私のほうの言葉足らずということで、これは議長がここに出席されてそれを各派へ持っていかれて、この委員会から離脱された会派もあるということで訂正をさせていただきたいと思います。

◎工村一三委員長

議長のお考えとしましては、議会改革基本条例が骨子案が骨子として今後作成、ここで検討したというお話を聞いてくれたのかどうか、それでこれでオーケーじゃないかというふうに議長は捉えたというふうな御説明でよかったですね。

ただ9月のときの中間報告に関しましては、広報広聴委員会をつくってくれという話がありましたけれども、骨子案の案が抜けて骨子というのはまだ正式に議長のほうには報告してございませんので、その辺だけまた確認しておいてください。

議員倫理条例の骨子案が骨子にすべきということでこれから話をしよう。それで両方も案がとれた時点で9月の議会で議長に報告しよう。議会基本条例と倫理条例が案がとれて、この骨子をもって各派代表者会議等にかけてくださいというお願いをこの9月にする予定でしたので、それに向けては、この間の9月の議会での中間報告ではしておりましたので、その辺だけ御了承願いたいと思います。

ほかございますか。

上村委員。

○上村和生委員

いろいろ抜けられたとか、その辺の経緯については、私はそこまで詳しくは知りませんが、確かにこれだけの人数、これだけの会派のところから出ているということでは少なくなってしまったのは事実やと思うんです。次の考え方の中で全員参加でというのは、考え方としては筋としてはそれは正解やと思います、その部分については。特に否定もすることもないし、またここに見える皆さんがそちらのほうに移行できるような形でやっていけばいいんじゃないかなというふうに思っています。

どういうふうな結論が27日に出るのかわかりませんが、ある程度のきのうまで論議してきたことをまとめながら、中間報告なり何なりということで先ほど福井委員は言われましたけれども、何らかのけじめというより、今までのやってきたことについてきっちり報告するべきやと思うし、問題点がもしも、まだ課題、積み残しの部分があるのであれば引き継ぎもせないかんとと思うし、そんなこともやりながらやっていくべきではないかなというふうに、自然消滅というような表現を委員長されましたけれども、それではちょっと何かどうかなというふうに思いますので、そこはきっちりと、もしもそういうふうに決まったときにはやっていくべきではないかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この各派代表会議の資料を見せてもらって、これまでこの議会改革特別委員会で議論してきて、それで広報広聴特別委員会をつくろうという話になってきたものがこういう形で出されてきましたんですけれども、確かにこの間の議会改革特別委員会としては抜けられた会派もいらっしゃると思います。そこら辺の経緯については私もまだそのときにいませんでしたのでわからないんですけれども、いずれにしても正常な形ではないだろうなとは思っていたんですけれども、そのことについてどうすればいいのかなと考えていたんですが、今度こういう形で議会のあり方、これは調査特別委員会ですね。議会のあり方調査特別委員会という形で一つの委員会をつくって、それで分科会という形にしようという提案だと思うんですけれども、ここで全員で構成するというふうな言い方をされているんですけれども、当初この特別委員会は全ての会派から代表を出して構成するという形だったものがこういうような形になってきて、そこをもう一度正常の形に戻そうというような考え方だと思うんですけれども、この考え方としては議員全員が参加するということが好ましいんだと思いますけれども、ただ実際、現実問題として全ての議員がこの特別委員会に属していずれかの分科会に属するという形にするのは果たしてどうかなというようなことはちょっと感じているところです。そのあたりの今後のあり方についてももう一度、もう少し慎重な全員の議論が必要じゃないかなというふうに思います。

これまでの議会改革特別委員会で議論してきたこと、やはりそこでの積み重ねはずっとあるわけで、それに関しては今こういうふうな新しい形で解消されるとするならば、これまでの中間報告めいたことといいますか、これまでの総括みたいなことについてはここできちんとまとめて報告もしていかなければいけないとは思っています。その先はどうするかについては、これは私としては何ともわからないので、こういう提案があると、議会のあり方調査特別委員会をつくろうという提案があってということで、それについてこれはそれぞれの会派での議論も含めてやってもらわないといけないと思います。あるいは全員協議会でも何なりでやる必要があるのかなとは思っています。そこら辺については、きっとまた考えてもらわないといけないと思いますけれども、じゃ、こういうふうにやろうという形にはすぐにはならないだろうとは思っています。

◎工村一三委員長

基本的には、全員参加ということに対しましては、考えとしては好ましいということですね。果たして現実的にできるかできないかというような不安はあるということをおられました。それから福井委員、それから上村委員の言われたように、現在の委員会の何らかの形を例えば最終報告と、いろいろな形で中間報告じゃなしに、それも含めた形で現在やってきたことを報告すべきというふうな考え方を示されたと思います。

できたら今の委員がまた引き続いてこの委員会の中へ入っていったらどうかというふ

うな前向きな意見もいただいております。これからの委員会に関しまして、もし次できる特別委員会に関しましても、もう少し各派内で内容的なものを協議する必要があるんじゃないかというふうな御意見もありました。以上でよろしいですか。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

前期からも含めてずっといろいろ長いことかかわっている立場としても少し思うところもあるんですけども、まず根本的に私は辻委員のおっしゃるとおりではないかと思いません。今回は議長という立場であくまでもお話しをされているというふうな形で認識はしておりますが、全員で構成をされていないというのを勝手に抜けられた方がある意味では、御自身でおっしゃるといのは、本来的には筋違いな話ではないかと私は正直な話をすると思っております。

議長という立場でお話をされたというのは当然理解はしておりますけれども、今抜けられている会派は3会派で、そのうち1会派というか、議長は抜けられた側の方です。抜けられた方がみずから全員そろっていないというようなことをおっしゃるのは、まずは御自身が来られてはどうですかと、会派としてというのが過去をさかのぼっても、ここに所属されてきた全ての委員の心の中の気持ちは恐らくそうじゃないかなと私は思います。

また、先ほど全員参加ということでそれがよい方向であるというような話も少し聞かれた部分もありましたけれども、そもそもこの伊勢市議会、現在会派制を敷いております。この会派制の中で全員参加をするということが果たしてどれほど意味のあることなのかということが議論をされた上で、この議会改革特別委員会は全て会派から代表という形で出てきておるということを皆さん認識されておると僕は思っております。

そういった意味で、例えばこの条例検討分科会と広報広聴分科会にそれぞれ各会派から1名というような形であればまだお話もわからんでもないんですけども、全議員が所属をするということでこの会派制を今敷いていることのバランスといたしますか、どのような形でなぜ全議員なんだろうかと。なぜ会派から代表者で構成をするような形ではないのかというのは、いささか僕は疑問がある部分でもあります。正しい形なのかどうなのかと言われると余り正しくはないかなと、会派制ということを考えればと思っております。

あともう一点、先ほどから中間報告の話もされたときもありましたけれども、これ設置の時期がもし仮に6月議会であるとすれば、次の委員会をいつするかによっては中間報告をまとめる時間が正直言うとございません。そういうことを鑑みますと、早くても設置を9月までは待っていただく必要があるかなと、これは時間的な問題で素直な感想として私は思っております。

あともう一点、ここにいる皆さんがこの9月までに議会基本条例の骨子案をまとめて、議員倫理条例の骨子案をまとめるというのをスケジュール上の努力をしてくれということで再三お話をいただいて、その上で今、この議会改革特別委員会が進められていたと私は認識をしておるんですけども、今の段階でこの議会のあり方検討調査特別委員会に移行して、どの流れでどの速度でと、これのほうはよりスピーディーに進むというイメージが各委員の皆さんにあるのであれば、今のお話も十二分に納得ができるかなと思うんですけど

れども、今から例えば委員会をつくり始めて、分科会をつくり始めて、それで今この議会改革特別委員会で追っていたはずのスケジュールを超えるようなスケジュールの提案というのが皆さんの中でイメージができているかなというのにも少し疑問が僕にはあります。

そのイメージができた状態で賛成というのであれば、ここの委員の皆さんの賛成も十二分に理解ができるんですけども、僕はちょっと、特に議員倫理条例あたりはおくれるんじゃないかなと思います。少なくとも9月提案は間に合わないんじゃないかなと。そうであるなら、本来ここで追っていたものは何なのかというのがちょっと、いいじゃないか、移行してもというふうな形にはなりづらいのかなと思います。

なので、この条例提案の時期と設置の時期、それから先ほどの会派制というような考え方、それから抜けられた立場の方がというのは、これは議長としての立場で今回お話をされておりますので、個々にお話を言うつもりはありませんけれども、このあたりがちょっと私としては納得をしづらい部分というか、少しくリアにはなっていない部分かなとは思っております。

以上です。

◎工村一三委員長

スケジュールの時期と、ごめんなさい。最後2つまとめてくれた。

○野崎隆太副委員長

条例提案に関するスケジュールと設置の時期ですね。

◎工村一三委員長

委員会の設置の時期ですね。

○野崎隆太副委員長

会派制について。

◎工村一三委員長

副委員長のほうから3つの提案がされました。条例提案のスケジュール、当委員会では9月に議会基本条例骨子、それから議員倫理条例の骨子を完成させて議長に9月に報告するという形になっておるんですけども、実際に今からこの新たな調査特別委員会を設置したんでは、到底この9月に間に合うのかどうかという御意見をいただきました。

それから基本的に会派制をとっている当議会におきまして、全員参加というのはいかなものかというふうな御意見もございました。ただ副委員長のお考えの中に、この広報広聴委員会の議長の考えの中にもあったと思うんですけども、広報広聴分科会で議会報告会をしたいという意図がどうもちよっと感じられるような気もしておりますので、この辺を議長がどういうふうに判断されるかというふうには思っております。この内容を見てあり方、イメージ図を見て私が考えただけのことなんですけれども、その辺の報告会をどういうふうにされるのかというので早急にしたいという意図がこの中に入っておるのかな、

その部分はちょっと考えられるなというふうに私自身は思いましたけれども、その辺についてはいかがでしょうか。報告会を早くしたいなというふうに思っているのと違うかなというふうに思いましたけれども。

その辺も含めてそれぞれ回答してもらうのも結構ですけれども、その辺を含めてここにあるのかなというふうにちょっと思いました。それだけですけれども。

副議長、今、すみません。皆さんこうやって御意見聞きましたので、ちょっと1点だけ、その辺も含めて総合的に。

意見がございましたら副議長からお願いしたいと思います。

○上田修一副議長

まず各派代表会議で提案させていただいたのは、市民からのメールというか、それで市議会に対して前回までやっていった議会報告会が中止をされるのはいかがなものですかという話の趣旨を言いながら、議長はこれも絡めてこれからの議会のあり方というのを全ての全員で、今、議会改革をやっていただいているのをベースにつくって行って、広報広聴というのが非常に今弱くなっておる現実ですので、その辺の強調をさせていただいて、議会改革の中で言われております基本条例なり、倫理条例も並行して全員が参加型でやるとというのが今までのずっとやってきていただいた中でもそれが強調すべきではないかと。そうしないと議会改革から言われています一巡したから広聴は今のところストップしているんだというような形でなるということじゃなくて、全員が参加をすればそういう一巡回ったとかそういう形の中で広聴というのももっと、市民の声を聞くという場をもっと別な角度からも捉まえなあかんかなということでも広聴広報、それから議会の条例なんかも並行してやっていくのは全員が進むべき形ではないかということでも、提案を各派にさせていただいたというようなことで私は思っていますので、先ほど言われたように、今までのことをどうだというんじゃないくて、今まで進んできてもらった形をより具体化するには、もう少し1カ所の場所で全てのものを考えていただくんじゃないくて、より多くの方でいろんな方向で考えていただければどうかということでも議長は各派代表会議には提案し、来週にそれに向けて各会派でどういう形がいいのかどうかを確認していただきたいということでも提案をさせていただいて、各派が終わったということでもございます。

以上です。

◎工村一三委員長

報告会に関しましては、今までも全員でやっていますんですけどね。

○上田修一副議長

そうじゃなくて今切れておるもので。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

副議長から議会報告会の話がありましたけれども、議会報告会に関しましては、本来、前回の昨年9月ですか、報告させていただいた後で。今度、広報広聴委員会をつくっていただくという方向性のもとで、広報広聴委員会のほうでやっていくということが基本だったと思います。ところが、ところが議長がかわられて、その後、役選があって、その中に今回は広報広聴はつukらないというふうな話になったみたいなことを伺っておりますので、そういうお話を伺うとすごく憤りを感じるというか、おかしいなというふうにしか思いようがなく、私たち、そのときは私もここの委員ではなかったですけども、そのような方向性が決まったから議会特別委員会のメンバーと、それから広報広聴委員会のメンバーをどうしようかという役員の改選のときのところで話があったと思ったんですが、それができなかった。そこのほうの問題のほうを大きく取り上げていかないと、私たちがここで議論していく、やっておる意味が全くないというふうに私は思います。そこのところは筋道としてちゃんと筋論だけは通していただかないと、幾らいい案が出てきてもそれを採用するとかしないとかじゃなくて、筋を通していただきたいというのが私たち個人的にはあります。

ここのところですが、広報広聴委員会も各会派から出ていただくというお話になっていると思います。当初の予定は、ここのところ議会改革特別委員会も各会派から出ていただく。1人会派の方は両方に所属する格好になりますけれども、それは仕方がないかなというふうに思っておりますので、そういったことでは大事なところだと私は思っております。それが28人全員が集まることよりも一番スムーズに事が運ぶということで、こういう特別委員会を設けていただいているんだらうというふうに、私どもも先ほど副委員長の話があったように理解をしておりますので、そこのところを履き違えて、今まで知らなかったとかそういう話にはならないことだと思っております。

先ほども私言いましたけれども、議長から本会議において特別委員会の設置が行われて、その委員として私たちは本会議場で指名されてここにおるわけです。その筋を間違えないでいてほしいなというふうに思います。今、各派というのは本会議で指名されたような話ではないんです。会派から代表者を出しているだけなんです、申しわけありませんが。そういったことから考えると、こちらのほうがずっと重いものだと私は思っているんですね。本会議で指名されたということから考えたら大事なところだというふうに私は思っておりますので、その点だけは忘れずにいただきたいなと、こういうふうに委員さんもそういうふうに理解だけは絶対していただかないと、そこで指名されてここではあとは流れ、適当に解散するんやという話には絶対にならないので、きちっとした筋道を通していただきたいと、これだけをお願いしたいと思っております。

◎工村一三委員長

ほかに御意見ございませんか。

副議長、議会の報告会の件に関しまして、一瞬言われましたわね、前回。全員が参加していただかずと2年間で一回りいたしましたわね。それに関して決してうちがそこで報告会をこの委員会としてとめたわけじゃないので、その辺は理解していただいております。

すか。ちょっと何かありましたら。

副議長。

○上田修一副議長

議会の報告会につきましては、一巡回って次の段階として再度という形でこの委員会としては終わったと、終わりというか、ひとまず一段落したということでは聞いております。そのことを受けて市民からの声という形が来たので、議長としてもそのことをストップという形ではなくて、違う形で広聴というのをどうあるべきかと考えられて、広聴もその中に一つの皆さんで全体が考えられるものとして提案をされたらどうかということで、各派に投げかけたということでございます。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

今、委員長が御指摘いただいたとおり、議会報告会に関しては、主催者はあくまでも議長であると、少なくとも我々議会改革特別委員会ではないと。前回の報告会に関しては、議長よりある意味では依頼をいただいて、我々が実務を行っていたにすぎず、今、今年度行われていないことに関しては、議長が今のところ開催をするという意味を出していないから今のところは開かれていないということだけは多分皆さん、この委員さんみんな認識はされていると思いますので、その形で副議長も今御答弁をいただいたと思っていますので、であれば全然。

◎工村一三委員長

この委員会で広報広聴委員会にお任せするというふうな形で9月にお話をさせていただいて、中間報告をさせてもうて、12月、3月の議会に間に合いますように、広報広聴委員会をできたら立ち上げてもうてそこでやってくださいよというふうな、また一から考え直さないかん報告会になると思いますので、そういう形で9月に提案させていただいたという御理解だけは持ってもらっておいてよろしいのでしょうか。持ってもらっていますね。

皆さん、意見をいろいろいただきまして、特にございませんでしょうか。少しこの辺について皆さんの意見を整理させていただきまして、次、各派で、自分の会派へ戻られまして、きょうの内容の件も各派でお話ししていきまして、各派で今後どうするか、この件に関しましても御議論を会派でお願いしたいというふうに思います。

ここで結論を出すとかどうかというのはなかなか難しいと思いますので、これは各派に投げられて、議員さん全員に提案された内容ですので、この考え方としては、もう皆様、本当に私なりに意見をいただいたというふうに思っております。会派制をとっている伊勢の市議会の中で全員参加はどうか、あるいはいろんな前向きな意見も聞かせていただきましたし、これは各派に投げられておりますので、私ども正式な各派で決まったことに関しましては反発することもできませんので、本議会で承諾されれば何ともできないと

思いますので、その辺各会派で1回話し合うていただきたいなというふうに思います。

辻委員、何かございましたら。

○辻 孝記委員

この特別委員会は一体何なんですか。何かさっぱりわからなくなってくるんですけども、まずはこの特別委員会で、申しわけないけれども、ここに出ている内容というのは、基本条例にしてもそうですし、倫理条例もそうですし、ほぼ決まってきたところでもう一遍やり直しをしましょうというふうなお話にしか聞こえないんですね、これを見ていると。こんな無駄なことはなくて、今、きょうも本当は倫理条例の話が、きょう、前にも一旦出ているので確認をしてくださいというお話でほぼ多分あのままいくんじゃないかなと僕は思っていたものですから、そのままあとは条例として出すだけのことなんだろうというふうに思っていました。

それで基本条例のほうも、前文に関しても議論されて、それも持ってきた部分でこれもほぼ完成というところで、我々としてはそれを集大成として、例えばそれを提案できて、まだそこで一旦はこの特別委員会は区切りですよというんであればまだ話はわかりますよ。だけど、そこも全部投げ捨てて、私たちのこの特別委員会が終わるんであるんやったら、きょう、あと議論するものは何も一つもないわけですよ、私たちは。こう勝手に集まってきていろいろ議論しながらやっても、今まで一体何やったんやということしかなくて、皆さんも各委員さん忙しい中集まっていただいて、しかも各会派でまた打ち合わせもしてもらってやっているわけですよ。そういうことを考えると、その手間暇だって大変なことなので、それを集約してやっているというのが全員参加の部分として捉えているんやと、ここはということをや何か履き違えてしまっているのではないですか。ちょっと僕、そのままこれはいい案ですからとかいう話じゃなくて、筋論をまず通していただきたいと。要らんとか悪いとかそれはまた後の議論なので、ここで話しするべきものなのかどうなのかさっぱりわかりません。

僕は先ほども言いましたけれども、全員参加でしたら個人個人がこちらあちらというふうに分かれていくというだけの話だと、ちょっと条例に関しても全員参加にならないですし、そしたら広報広聴も全員参加にならないだろうというふうに思ってしまいうんですね。そこのところを履き違えた形でこの提案が突如出されたということが一番嘆かわしい。せめてこの特別委員会の正副委員長にこういった案を今回の各派で示させてもらいたいということや打診でもあればいいんですけども、それもなかったというお話なので、これはちょっと筋論からいってもおかしいんじゃないかなと。立場が逆だったらどう言うんでしようねというところを私は聞きたいんですが。

例えば副議長も、ここにおられた方ですからわかると思いますが、突然ここにおったら話が全部変わってしまったとなったときに、前議長がもしこれをやったらどう思うんですかねとお聞きしたいですね、私は。

◎工村一三委員長

今、副議長のほうからも話が出ましたように、9月まで議員倫理条例をまとめようと、

骨子案の案をとろうということで動き出したときですので、本当のことを言うと9月まで待っていただいて、ちゃんとした案をつくって議長に報告できたら本当はいいような私ども感じはしておりますんですけども、ほかの委員さんどうでしょうか。

楠木委員さん、どうですか。

○楠木宏彦委員

今、委員長言われたように、確かに倫理条例についての議論も始めているというようなこともあるし、始めようとしていたこともありますし、ですから、突然これは要らないよ、これをつくるんだよという形になってしまうような感じがしますので、だからそれなりの区切りをちゃんとつけさせてもらって、それからどうしましょうかという話になるようにすべきだと。だから委員長の言われるとおりでと思うんですけども。

◎工村一三委員長

上村委員どうですか。

○上村和生委員

今のところ……

◎工村一三委員長

皆さんの気持ちというのは本当によくわかりますので。

福井委員どうですか。

○福井輝夫委員

けじめというか、そういうのはちゃんとつけておかないと、議会改革特別委員会としてこれだけのことをやってこれだけ結論を出してということもちゃんとしておかないと、今までやっていたんは何やということになりますので、だから今までやった中での一通りの結論は出てきておると思うので、それをとにかく今までの分についての方向性でやるということは大事だと思います。その上で、まだまだこれからやらねばならないことが項目があるとしてそれをどうするか。今回、こちらの条例検討分科会にあとは委ねるのかどうするのか。その辺の方向性については、各派代表委員会または議長等の考えを聞きながら説明していかなあかんのかなと思います。そういう意味では、こちらの今まで話し合ったものについては、とにかく早急にまとめて提出すると。提出せずにこういうのを検討しようというんやでね、と思いますけどね。

◎工村一三委員長

当初、骨子案の案をとって骨子を議長に提案して、議長から各派へかけていただいて、各派で骨子案について特別委員会から、検討委員会みたいなものを別につくっていただいて、そこで条例をつくるという一つの考え方のとおり、私はそういうふうには思っておりますので、その辺ちょっと考え方の違いがあったらまた聞かせていただきたいと思いますので

ども、当初そういうふうな考え方で骨子を出すというふうなことでしたので、その辺は御理解していただければと思うんですけども。

これ、倫理条例、今からこれ果たして案がもう私らのほうでもとても時期的に無理ですよ。もしこれを解散とすると。

辻委員。

○辻 孝記委員

本来、元来は私たちこの特別委員会の設置をされたときは、付託案件というのは一体何だったんですか。ちょっと再度確認だけさせていただきませんか。事務局でも結構ですのでお願いしたいと思います。

◎工村一三委員長

事務局。

●杉原議会事務局次長

議会改革特別委員会の設置に関しては、議会改革に関する調査研究ということで各派代表者会議で確認されておりまして、その中に議会基本条例骨子案、議員倫理条例骨子案の検討、あとその他具体的検討項目の検討ということが入っておったと思います。委員長おっしゃいましたように、議会基本条例骨子案及び議員倫理条例骨子案については、議会改革特別委員会で検討が終わった後に議員全員で検討の場を設けるということで、その検討の場というのはどういうことかというのは決まっていなかったというふうに認識しております。

以上でございます。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

辻委員。

○辻 孝記委員

さっき御説明があったように、私たちの議会改革に関する調査研究ということまで全部含めてありますので、私たちの調査研究はどこまで要るのか、そのところも一旦ちゃんと清算しておかないと難しくなるかなというふうに思いますし、この特別委員会を解消するというのであれば、それはそれなりの全部清算された中で議会に報告されて、こういった意味で私たちに付託された案件は全て終えましたというふうな形で終わらないと格好がつかないというふうに思うんですね。本当にそれで終わっていいのかということも含めてですけども、やっぱり考えておかないと、後からあのときの委員は一体何をやっておったんやと言われてもこれは困る話でして、そこのところだけちゃんとやってもらわないと。

◎工村一三委員長

もしその考え方を表に出すということでしたら、また正副会長で考えさせていただきたいというふうに思います。それが、これが決まるか決まらんか、議長案が。これはまだ、また別の話ですので、この議会中に決まるということになれば、早急、この6月議会で結論を出さないかんというふうに思います。できたら9月まで待つていただくほうが本当はいいと思いますけれども。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

最後、1点だけ、副議長によろ聞いておいてほしいんですけども、この議会改革特別委員会の中で、例えばこの広報広聴特別委員会というのが議会改革の中の結論として出されて、中間報告という形で一応議会では報告をされたはずではあります。各会派が代表してきて、ここで皆さん御議論されて決を出されたものを議長の考え方とはいえ、ほごにしてこの形に変えると言っているというふうな形での提案ということだけは、ここにいる委員の皆さんも含めて認識をいただきたいなと思います。

結果としてそれがよくなるか悪くなるかということではなく、議会改革特別委員会の中で決を出した中間報告は採用されていないというのであれば、やはりあそこの中間報告の場のものは全てほごにされているということは少しどこかで認識をされて、それが現状であるということだけは認識を委員の皆さんも、また副議長も思っていたければと思います。だからどうというわけではございませんけれども、一応現状は広報広聴分科会をつくるということは、特別委員会という決はなかったことにされているということだけはちょっとどこかで認識をいただければと思います。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

この件に関しましては、また次回に話ができるかどうかというのはちょっとわかりませんが、この議会中には必ずもう一回は最低でもこの委員会を開催したいというふうに思っておりますので、日にちはいつになるかもわかりません。各派の動向を見ながら委員会をまた議会中に御無理を願いたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

この件に関しましては以上で、副議長何かありましたら。

副議長。

○上田修一副議長

1点、先ほどの野崎委員のもう一度ちょっと、広報広聴委員会を中間報告で提案しました。そのことについて特別委員会として中間報告をしていただいた結果、広報広聴として、議長として判断をされるのがおかしいという意味合い、どういう意味合いですか。もう一度、すみません。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

失礼しました、少し言い方が悪かったようで。この場は本来的には各会派から委員の皆さんが出てこられて、それで議会改革の中で必要な事項と思われるものを検討して、決をとって中間報告を行う。その繰り返しで議会の改革を進めてきた、そういった経緯が恐らく副議長は長くこちらにいらっしゃったのでよく御存じだと思います。その中で、中間報告という形で行われた広報広聴特別委員会の設置についてというのが、今回少なくとも特別委員会というのは取り下げ、議会の場でもあった中間報告、またここで各会派が出てこられて議論された決のあり方というのも、この1枚の紙で特別委員会というような設置の形態はほごにされているというような形だけは御認識をいただきたいなどは思っております。

当然副議長にというわけではなくて、当然ここの委員の皆さんも含めてですけれども、中間報告というのがこの1枚のペーパーでひよっとすると意味がないものになってしまうのかなというのも心のどこかにとめていただきたいというか、そういう認識をするべきじゃないかなと私は思っております。

以上です。

◎工村一三委員長

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2 時01分

再開 午後 2 時15分

◎工村一三委員長

休憩を解いて、再開いたします。

【議会基本条例骨子案について】

〔前文〕

◎工村一三委員長

それでは、事項書の1の「議会基本条例骨子案について」を議題といたします。

前回、持ち帰っていただきました前文の文言について、御協議をいただきたいと思いません。

それでは、各派で御議論いただきました内容についてお願いしたいと思います。

別紙についてございます資料1、伊勢市議会基本条例前文（案）というのがありまして、前回検討していただきました部分、網かけで線を引いてある部分、あるいは網かけで文字が入っている部分、ここを変更するというので、変更していただきました。

各会派へ持っていただきまして、いかがでしたでしょうか。特に私とこの会派はこのま

まいったらどうねということを御意見いただきましたので。

まず、福井委員。

○福井輝夫委員

このままでいいと思います。

◎工村一三委員長

よろしいでしょうか。

○福井輝夫委員

はい。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

はい。会派で見せさせていただきまして、この案でいったらどうかというふうになりました。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

上村委員。

○上村和生委員

このままでいいです。

◎工村一三委員長

はい。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

特につけ加えたり、あるいは削除したりはありません。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

同じくです。

◎工村一三委員長

それでしたら、この前文につきまして、伊勢市議会基本条例前文につきましては、これでいくということで、案を消していただいて、前文ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔議員研修〕

◎工村一三委員長

それでは、引き続きまして、条例のところの、ちょっと私もうっかりしとって、事務局にお話聞いたんですけれども、これも議題に上げといてくれということで、お話聞きました。

それで、議会基本条例骨子案の16、「議員研修」、ちょっと読ませていただきます。

「議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとしたしめますとします」という文ですけれども、「政策形成及び立案能力」の前に「政策立案能力」ということで、政策という文字を入れたらという御意見をいただきましたので、この件につきましてはいかががいたしましょうか。政策という言葉を入れましょうか。「議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上」と。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

あつたほうが文意もはつきりしていいと思ひます。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

政策立案能力とするということでもよろしいでしょうか。

どうでしょうか、辻委員。

○辻 孝記委員

当初の話では、その政策がどこに係っていくのかというところがあつたかというふうに思つております。私も念押しをしているような感じで、すごく条例的にはええかどうか難しかったですが、でもやっぱりはつきりさせるためには、政策形成及び政策立案というふうにあえて入れたほうがわかりやすいかなというふうに思つております。

以上です。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

福井委員。

○福井輝夫委員

そうですね。政策立案能力と書いたほうがはっきりわかっていいんじゃないかと思いません。

◎工村一三委員長

はい。

上村委員、よろしいでしょうか。

はい、副委員長、よろしいですか。

はい、それでは、議会基本条例骨子案の16、議員研修の条文の「議会は」というところの「政策形成及び政策立案能力」というふうに訂正をさせていただきます。骨子の中身を変えさせていただきますので、それで御了承願いたいと思います。

【追加検討項目（A及びC）について】

〔⑦管外行政視察の抜本的な見直し〕

◎工村一三委員長

次に、事項書の2、「追加検討項目（A及びC）について」を議題といたします。

まず、前々回、持ち帰って検討していただいております「⑦管外行政視察の抜本的な見直し」の予算等についての御協議をいただきたいと思えます。

それでは、各会派で御議論いただきました内容について、発言をお願いしたいというふうに思えます。予算的にどうするのかという話です。

委員さん、わかるとるでよろしいでしょうか、提案者の説明は。

ちょっと資料がないので。

副委員長から、ほんならお願いします。

○野崎隆太副委員長

管外行政視察の見直しということで、少し発言を前々回させていただいた部分ではございますが、この視察の行程を組むに当たって、金額に今、上限が1人当たり7万円ということで、委員会視察が決まっているというような話もそのときに出させていただいたんですけども、その持ち帰りということで、皆さんに御議論いただいた部分かと思えます。私ども自由民主党としては、基本的には交通費以外の使途で使われることはほぼほぼないと。可能性があるとするれば、施設見学等の費用で使われるぐらいで、残りは基本的には交通費。

やはり金額の面で制約をされる部分が仮に多大にあるのであれば、やはり少し金額を、ゆとりを持って調整することも必要じゃないかというようなことで、結論に至っております。

基本的には、近隣に行ったときには近隣で、最終的に返金となるだけで、特に7万円が8万円になって、交通費で1万円余分に出たからといって、大きな問題が出るというよりは、それによって議会活動の活性化であったり、各議員の先ほどの政策提言であったり立

案の能力が向上するのであれば、また委員会として見識が高まるのであれば、いい方向に進むのではないかと考えております。

なので、今の7万円というよりは、現状少し金額を上乗せして、交通費の使途ということであれば問題はないのではないかとというふうな結論でございました。

◎工村一三委員長

具体的な金額というのはありませんね。無かったわな理由があるでね。

ほかの会派はどうですか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

御提案にありましたように、かえって増額したほうが予算は有効に使えるという面もあると思いますので、そこら辺はもう少し柔軟性が必要なんだろうと思うんです。幾らにしたらいいかみたいな、そこらの額については、ちょっと今、ここで何とも言えないので、それはもう事務局から何らかの形で提案をしていただければありがたいと思うんですが、もちろん今すぐということじゃなくて、これまでの経緯から聞いておると思うんですけれども、そこら辺にもっともっと柔軟さを持たせて、より有効に使えるというふうに考えるべきだと思いますので、そういう方向で検討をしていただければと思います。

◎工村一三委員長

上村委員。

○上村和生委員

私たちの会派でいろいろ論議したわけなんですけれども、例えば議会特別委員会の中でどこかへ行きたいという論議の中で、例えばどこへ行きたいんだ、どこがいい、いろんなことを考える中で、どれぐらい予算があるのか、その辺の論議もして、大体幾らぐらいというふうに設定するべきやと思うので、例えば各常任委員会が、その論議もしていないうちにやるというのはどうなのかなと。各常任委員会の中で、論議を踏まえた中で、こんなところで行きたいんだと、だからこれだけ足りないんだというような論議もしていただいた中で決めるべきではないかなというふうに私たちの会派としては、もう少し論議を深めるべきではないかなというふうに思います。

この特別委員会ことなら、ここで決められると思うんですけれども、その各常任委員会でも余り論議もされていないというふうに聞いていますので、そこら辺も論議した上で結論を出していくべきやということです。

◎工村一三委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

各常任委員会で、これについて具体的に取り上げて論議したということは余りないと思います。私たちの常任委員会の際にそういう問題、感じる問題があって、各委員に視察の希望をいろいろ聞いたときに、こことこことこがいいなと、具体的にいいな、しかし、そこを3つ回ると7万でおさまらんよというようなことがあって、それで、もうやっぱりどれが1つは削らざるを得んよというようなこともありました。

そういう、そのときの状況によって、それぞれの常任委員会の持っている調査項目等によってこれは変わると思います。ですので、それはそれぞれのやっぱり常任委員会で、先ほど上村さん言うように、詳しくもう一度検討し直す必要あるし、必要と思われる事態にあったときは、その辺、融通きかせて、片方、少し枠をふやすとかいうのも必要かなと思いますけれどもね。予算で皆、最初からしとるんですけれども、そういう必要な部分については、ちょっと何か考えるというようなこともあっていいのかなと。

◎工村一三委員長

別で。

○福井輝夫委員

うん、そうやね。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

私ども、前も言わせていただきましたが、私も以前、産業建設副委員長をやっておるときに、その当時の委員長が九州鹿児島のどこかへ行きたいというお話があったんですが、行程的に難しいと、予算がないというお話が実際ありました。そういったことが過去にもあったので、先ほどの皆さんのお話を聞いていて、柔軟性を持つとか、本当にそれができるのかどうか、私にはよくわかりませんが、流用できるとか、そんなことできるのであればいいんですけれども、実際予算執行の側から見ると、そういうことは難しいということもありまして、先ほど楠木委員が言われたように、ちょっと余裕を持った形の予算配分とか、使う、使わんはまた別の話ですので、これからの予算要望の中には入れていただけるとありがたいかなというふうに思います。

以上です。

◎工村一三委員長

私どもの会派も皆さんと大体一緒のような考え方で、ある程度余裕を持つべきじゃないかというふうな話がありました。常任委員会内でなかなか決められない、単独常任委員会で決められないこともございますので、ある程度この委員会で結論を出しといて、各派のほうへ提案する、あるいはこれは議運でしたか、各派ですね、のような格好をとるべきじゃないかというふうな会派のほうの話はありました。

事務局にちょっとお伺いしたいんですけれども、これ、先ほど柔軟性とか余裕を持ってという言葉が出ましたんですけれども、その辺の事務局、担当としてどういうふうに。

●杉原議会事務局次長

すみません、7万円の根拠はわからないんですが、少なくとも新市になってから7万円ということで、旧市は10万円でした。そこまでは確認しました。ただ、7万円の根拠はわかりませんでした。申しわけないです。

前の委員会で申し上げましたが、7万円掛ける委員の数掛ける委員会と、正副議長も随行者も入れてということで、予算を計上させていただいております。事務局としては、その7万ということで、できたらその範囲内でお願いしていただかないと、全ての委員会が極端に言いますと、余裕を持って要求となりますと、予算不足が生じることが予想されます。ですので、今、余裕を持ってと言われたんですけれども、どれぐらいが余裕なのか、1万円なのか2万円なのか、ちょっと私はわかりかねるところで、できましたら、金額で決めていただくと事務局としてはありがたいということでございます。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時38分

◎工村一三委員長

休憩を解いて、再開いたします。

現在の管外、常任委員会の行政視察の予算は7万円、それから、今、事務局のほうから休憩中にお話ございましたけれども、旧伊勢市のとき10万円、1人当たり。それから新伊勢市になってから1人当たり7万円という経過がございます。現状の管外行政視察の問題点としましては、非常に重要な課題についての管外行政視察を行いたい場合におきましても、地理的距離等があり、予算枠で対応し切れないというところがあるという問題も今まで各常任委員会の中で話がありました。それで、管外行政視察に関しては、重要な管外行政視察に行けないということも発生しているということが今までもございましたので、もう一度この辺を各常任委員会の実情も踏まえながら、各会派のほうで御検討いただきまして、現状よりも少し管外行政視察がしやすい、柔軟性がある視察ができるようなことを前向きに考えるということで、もう一度各会派へ持って帰ってもらいまして、この話をまた常任委員会の正副委員長のおられる方の会派も、真剣に議論をしていただきたいというふうに思いますので、次回までもう一度各会派で御検討をお願いしたいというふうに思います。

それでこの件に関しましてよろしいでしょうか。

意見がございましたら。

福井委員。

○福井輝夫委員

先ほど事務局のほうから2泊3日でやった場合、宇都市あたりまでしか行けないというのがありましたよね。最大行きたいところがある延長上にあった場合、行けへんのだったら、例えばどこどこまでやったら、2泊3日やったら幾らかかるとか、ある程度のそういうのが出ないと、各会派へ持って検討いうても、幾らやどうのこうのでわあわあ言うとするだけで、結論出ないかと思うんさな。

例えば九州の鹿児島やったら、2泊3日やったら幾らかと、東北やったら幾らかとか、ある程度の基準が欲しいと思うんです。例えば東北あたりの付近で1泊、1泊、1泊とか3泊しながら帰ってきたといった場合、幾らか。それがわかったら、そのぐらいせんとまずいやなとか出てくると思うんやけど、今の状態では、各会派に帰っても何の検討もしようがないと思うんですね。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時43分

◎工村一三委員長

休憩を解いて、再開いたします。

福井委員のお話ありがとうございました。各シミュレーションというか、大体この辺の地域に行ったら幾らでできるのかというふうな形のものを事務局のほうで出させていただくわけにはいきませんかでしょうか。

次長。

●杉原事務局次長兼庶務係長

主要なところで作成させていただきたいと思います。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

それが事務局のほうでつくっていただけるということですので、でき次第、各委員さんに配付させていただきますので、それをもって、次回は無理かもわかりませんので、もしできましたらその次ぐらいまでに検討をお願いしたいというふうに思います。この件に関しては、これで終わります。

〔⑨所管事務の見直しについて〕

◎工村一三委員長

最後から2つ目ですね。「⑨所管事務の見直しについて」を御協議願いたいと思います。事務局に過去3年間の付託案件を調べていただきましたので、説明を願いたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

●野中議事係長

それでは、お手元の資料2をごらんください。

所管事務の見直しについてということで、教育民生委員会所管の病院や学校、環境、福祉等の分野の案件が多いことから、環境分野を教育民生委員会の所管から総務政策委員会の所管へ移してはどうかの御議論であったと思います。

事務局で過去3年間、平成25年度から平成27年度の付託案件数を調べた結果でございます。まず、教育民生委員会でございますが、平成26年度に1件のみ該当がございました。なお、延べ案件数といたしましては、平成25年度に47件、平成26年度に56件、平成27年度に53件、合計156件ございました。

予算案件については各課の事業別予算の精査に時間を要するため、この一覧には含んでおりませんので、御容赦願います。

次に、教育民生委員協議会でございますが、平成25年度が24件中3件、平成26年度が51件中4件、平成27年度が37件中4件、延べ案件といたしましては112件でございました。

以上、御報告とさせていただきます。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

ただいま議事係長から説明がございましたが、予算に関しましては156件、それから、委員会の案件に関しては56中の1件だけ、協議会に関しましては約1割程度が協議会で、教育民生委員会協議会で検討されておるやつの付託、環境・清掃課分を総務へ持っていこうという考え方の分に関しましては、この件数であるということでございます。

この件に関しまして調査していただきました。発言がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

教育民生委員会の案件が多い。だから、総務のほうへこの件だけ移管してはどうかということでございます。いかがでしょうか。

どうでしょうか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

このリストを見せていただきますと、1割程度ということなんですけれども、そのこととは別に、環境生活部の所管、大体総務のほうに行っていると思うんですけれども、その一部分だけ教民のほうに来るとするのは、何となく当局側の対応としてもやりづらいなというようなところを感じたりしますので、むしろ環境生活は総務のほうへというふうな

形にしたほうがすっきりするのかなと思うんですけども。

結局、市の行政組織が変更になったけれども、こちらの所管が変わっていなかったというところで、そごが出てきているんだと思うので、やっぱり行政側の組織が変わったときに、やはりそれに合わせて、こちらもう一度再検討していく必要があるのかなと思いますので、これを総務のほうに移すというのは、より合理的なんじゃないかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

わかりました。

ほか、ございませんでしょうか。

上村委員。

○上村和生委員

私も教育民生委員会に所属させていただいていますけれども、多いからどうのこうのというのは、ちょっと筋違いなのかなと、僕はどちらかというたら、たくさん勉強できていなと個人的には思っています。

先ほど楠木さんが言われたように、理路整然とした何らかの理由があって変えるということでは、確かにそれは必要やと思います。多いから減らす、変えようというのは、ちょっと筋違いなんじゃないかなというふうに思うところはあるんです。

ですから、何からかの合理性のもとに、何か例えばさっき言われたように、組織変更なり何かあって、それで、議会としても所管を異動させようということとか、そういうことがあるんであればわかるんですけども、その辺はちょっと多いからということでは筋違いだと思うので、やめといたほうが私は、それやったらやめといて、何らかの理由があったのであったら、僕はもう何も問題ないと思うんですけども。

◎工村一三委員長

わかりました。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

私も今、上村委員のおっしゃっていただいたとおりのいうか、この表を見させていただきますと、26年度で前年度の案件の倍になっているのが見て、協議会、わかるかなと思うんですけども、この年は小学校の統廃合の件が佳境に入っていたりとか、病院の話があったりだとかで、そもそも教育民生委員会の案件数がふえている中で、本来的には特別委員会をつくって、案件数、ある意味では減らしてしまうというたらあれですけども、議会全体で病院であったり学校であったり、特別委員会が設置されてもおかしくないような事項を全て教育民生委員会がそのまま引き継いでいただいたというところに、違う意味で、ひょっとしたら、案件数の増加というのは、要因があるのかなというふうなこともこの表から見ると、僕はちょっと今、感じておるところでございます。

そういった意味で、今、上村委員おっしゃっていただいたとおりのいうか、多いからというよりは、多いのであれば、何で多いのかというのが、この表を見たら、決してこれは環境のせいではないというのも、僕はわかるかなと思いますので、おっしゃっていただいたとおりの、こういった側面で検討するかというときには、ちょっとその多いからというのは違うかなというのは、同じ意見でございます。

◎工村一三委員長

はい。

○福井委員

この表を見て明らかなように、環境と清掃の部分ですか、それについての件数は知れていますね。1年間の間に案件見るとね。だから、確かに全体としての教育民生委員会の件数はすごくふえておるのは間違いないんでしょうけれども、その中で、多いよってこれを消すというのではなくて、やはり上村委員がおっしゃったように、それと楠木委員がおっしゃったように、環境と清掃課の部分がこちらに、教育民生委員会、来とるけれども、そのままのほうがやっぱりいいのか、それとも、やはり環境分の部分については総務へ行ったほうがいいのか、その全体の市の理由、その辺で、やっぱり総務に全部したほうがいいのかというんであればしたほうがいいし、やはり、いやいや、このままのほうが所管の関係でどうしても教育民生でやってもらったほうがええんやという理由があるのなら、そちら方をしてかないかんであろうと、理由がないのであれば、今までは合併前まではこうであったけれどもというので、ただそれだけの意味であつたら、統一したほうがいいんじゃないかと思えます。その辺の理由が、はっきりしたものが、どうしてもわけやないかんという理由がないのなら、もう一緒にしたほうがいいと思えますけれども、統一したほうがいいと思えます。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

ちょっと休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時00分

◎工村一三委員長

休憩を解いて、再開します。

所管事務の見直しについて、事務局から報告していただきました環境課、清掃課分につきまして、当委員会に総務の委員長、いらっしゃいますので、一度委員長間で協議をしていただきまして、また再度、この議会改革の中で検討をしたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上、この件に関して、よろしいでしょうか。

休憩します。

休憩 午後 3 時01分

再開 午後 3 時01分

◎工村一三委員長

再開します。

【次回の会議のこと】

◎工村一三委員長

次に、事項書 3 の「次回の会議のこと」でございますが、次回の開催日程につきましては、改めて通知を差し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日はこの程度で委員会を閉会いたします。御苦勞さんでございました。

閉会 午後 3 時02分

上記署名する。

平成28年 6 月20日

委 員 長

委 員

委 員